

二次避難施設の 一時変更について

若宮公園体育館の工事に伴い、工事期間中における若宮町町内会の二次避難施設について、下記のとおり変更しますので、お知らせいたします。

今後とも市の危機管理・防災行政にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(現) 若宮公園体育館
(徳丸町491番地)



(新) 松任小学校 (体育館)
(末広一丁目100番地)

【期間】

令和7年11月3日から令和8年2月下旬頃まで



【事務担当】
白山市総務部危機管理課
電話 076-274-9536
FAX 076-274-9535

避難施設に関するQ&A

Q 避難施設の名称について

○一次避難場所

災害発生時に町内会ごとに集合し安否確認を行う場所。町内会ごとに指定した、集会所や公園などの場所。

○二次避難施設

災害で自宅等に住むことができなくなった方が避難する施設。主に学校や公民館などの公共施設。

今回はこの二次避難施設を変更します。

○指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合にその危険から緊急的に逃れるための避難場所。

○自主避難所

台風の接近や大雨の予報により、市内への影響が予想される場合に、あらかじめ開設する避難所。

Q 避難施設の変更理由について

若宮公園体育館は、令和7年11月3日から令和8年2月下旬頃まで床改修工事を予定しています。

工事期間中の代替施設として、二次避難施設を「松任小学校(体育館)」に変更することとしました。

Q 避難施設の収容人数について

松任小学校(体育館)の収容可能人数は、469人(2㎡/人)と想定しています。

災害の状況等により収容人数が超過する事態になった場合には、他地域との調整により、他の避難施設に避難していただく場合も想定されますので、あらかじめご了承ください。

Q 避難施設の代替期間について

代替期間については、若宮公園体育館の工事完了までを予定しており、工事完了後は若宮公園体育館に戻ります。

【事務担当】

白山市総務部危機管理課

電話 076-274-9536

FAX 076-274-9535